

問題 29 日本の刑事手続きに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 公訴の提起は、検察官が行うのが原則であるが、検察審査会法の改正によって、検察審査会が起訴相当と2回判断した案件については、検察審査会自身が、公訴の提起ができるようになった。
- 2 公訴の提起は、人権に対する制約が大きい行為なので、検察官は、刑事訴訟法といった刑事手続規定を機械的に執行しなければならない、その点につき裁量権はない。
- 3 不起訴処分に不服のある告訴人などは、その処分の当否について法務大臣に審査請求の申立をすることができる
- 4 検察審査会が行った起訴相当の議決があった場合でも、検察官を拘束しないのが原則である。
- 5 職権濫用罪等法が定める一定の犯罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する高等裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる

問題 30 法令の効力に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 新たな刑罰を設ける法規に関しては、明文で定めれば、過去に溯って当該法令が適用されることがある。
- 2 我が国の刑法は、国民は領土外でもその本国法に従うべきものとする属人主義を原則としながら、領土内では外国人をも拘束するという属地主義を併用している。
- 3 法令は国会の決議のみで効力が生じるわけではなく、公布されてはじめて効力が生じる。
- 4 一般法と特別法において、一般法の方が新たに制定されまたは改正されたときでも、特別法が優先的に適用される。
- 5 附則において、「この法律は、施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。」と定める法律を、施行の日から起算して10年に満たない時点で廃止することは許されない。